

知的財産権訴訟の更なる充実・迅速化に向けて

ユーザーの立場で、検討すべき事項及び問題意識を有する事項について

知的財産訴訟迅速化の状況等について

1. 訴訟の迅速化
2. 訴訟の充実
 - 運用
 - 争点判断
 - 判決内容の充実化

侵害訴訟における無効判断と無効審判の関係について～紛争の合理的解決～

1. キルビー判決のもとでの審理の現状

2. 紛争の合理的解決の方策への要望

- 当面は、明白性の要件の明確化を図る
- 特許無効審判の迅速化に努めるべき
- 中長期的には同一当事者間において、一回的解決が図れる制度設計

専門家サポート

現行の調査官制度の問題点

1. 透明性
 - 調査官の関与の問題
 - 調査官の運用の問題
2. 公平性
 - 審決取消訴訟の場合
3. 専門性

知的財産訴訟における専門員制度への要望

- 両当事者が高度の専門的知見を有する知的財産権事件については、調査官制度の透明性を高め、さらには明確なルールの下に専門的知見を有する者が現在の調査官より大きな役割が果たせるような制度を志向すべきである。

証拠収集等の手続の拡充

1. 証拠収集手続拡充についての検討
 - 侵害方法確定の技術鑑定人制度
 - 特許法105条の「正当な理由」要件の明確化
2. 訴訟での営業秘密の漏洩防止及び非公開審理の検討
 - Protective Order
 - 訴訟指揮権に基づく実務的運用

その他

1. 刑事訴訟における営業秘密の漏洩防止についての検討
 - 秘密性の維持
 - 訴訟記録閲覧の制限
2. 水際措置の抜本的見直し
 - 申立権の付与
 - 物件破壊権限
 - 判断権者の充実とシステムの構築
 - 不正競争防止法2条1項1号ないし3号も対象に
3. 権利者の倒産時のライセンシーの十分なる保護
 - ライセンシー保護のための個別法での手当の必要性等